

# 職員数と給与の状況

—令和3年（2021年）4月1日現在—

## 1 職員数

### （1）団体区分別職員数〔別表1関係〕

地方公共団体定員管理調査における市町村の総職員数は 22,084 人で、前年に比べ 362 人の増加となっている。

団体区分別では、市は 17,999 人（構成比 81.5%）で、前年に比べ 352 人（2.0%）の増加、町村は 4,085 人（同 18.5%）で、前年に比べ 10 人（0.2%）の増加となっている。

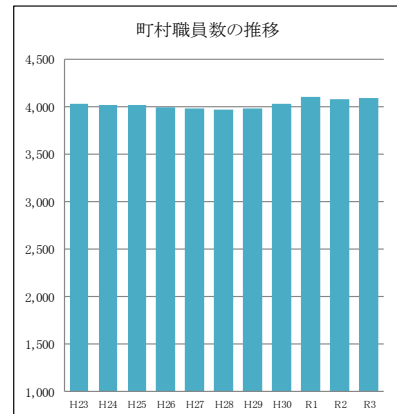
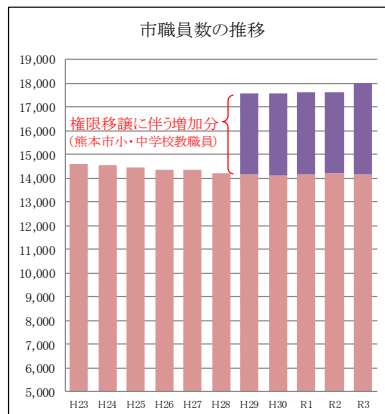
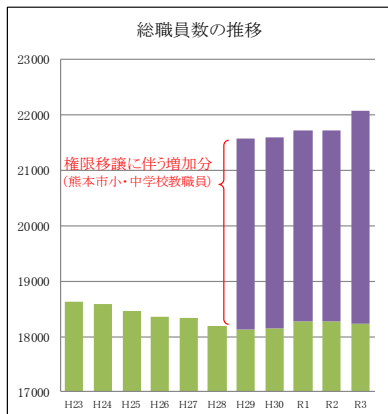
なお、平成29年度（2017年度）から、政令指定都市の市立小・中学校等の教職員の給与負担等が、都道府県から政令指定都市に権限移譲されたことに伴い、これまで計上されていなかった熊本市の当該教職員を含めることとなったため、以降の職員数が大幅に増加している。

### ○団体区分別職員数の推移

（単位：人、%）

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	①増減数		②増減率	
												H23→R3	R2→R3	H23→R3	R2→R3
総職員数	18,625	18,577	18,464	18,348	18,327	18,189	21,565	21,602	21,713	21,722	22,084	3,459	362	18.6	1.7
市町村	18,625	18,577	18,464	18,348	18,327	18,189	18,129	18,156	18,264	18,273	18,234	▲391	▲39	▲2.1	▲0.2
権限移譲分	-	-	-	-	-	-	3,436	3,446	3,449	3,449	3,850	3,850	401		11.6
市	14,591	14,565	14,443	14,350	14,344	14,225	17,580	17,569	17,615	17,647	17,999	3,408	352	23.4	2.0
市	14,591	14,565	14,443	14,350	14,344	14,225	14,144	14,123	14,166	14,198	14,149	▲442	▲49	▲3.0	▲0.3
権限移譲分	-	-	-	-	-	-	3,436	3,446	3,449	3,449	3,850	3,850	401		11.6
町村	4,034	4,012	4,021	3,998	3,983	3,964	3,985	4,033	4,098	4,075	4,085	51	10	1.3	0.2

※平成27年度（2015年度）から常勤の教育長は調査対象外



### （2）部門別職員数〔別表1関係〕

総職員数を部門別にみると、一般行政部門が 11,124 人で 50.4% を占め、特別行政部門（教育・消防）が 6,712 人で 30.4%、公営企業等会計部門が 4,248 人で 19.2% となっている。

増減状況は、一般行政部門の職員数が、前年と比べて 5 人の増加となっており、内訳としては、衛生が 73 人、労働が 1 人増加した一方、土木が 48 人、民生が 17 人、総務が 2 人、農林水産が 2 人減少している。

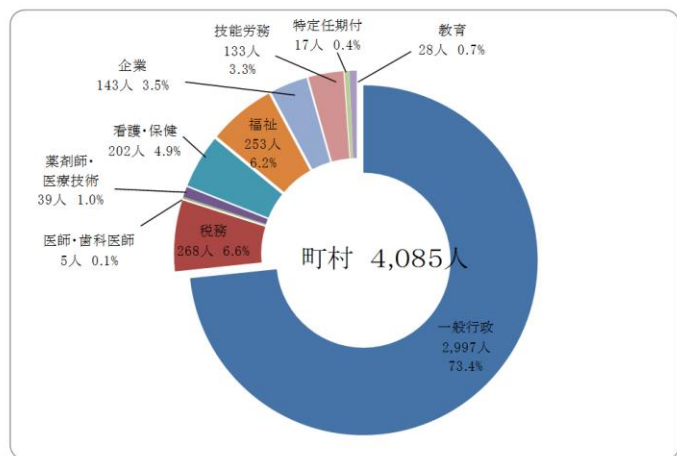
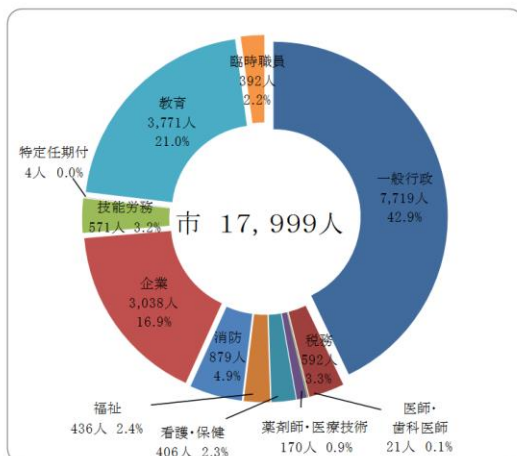
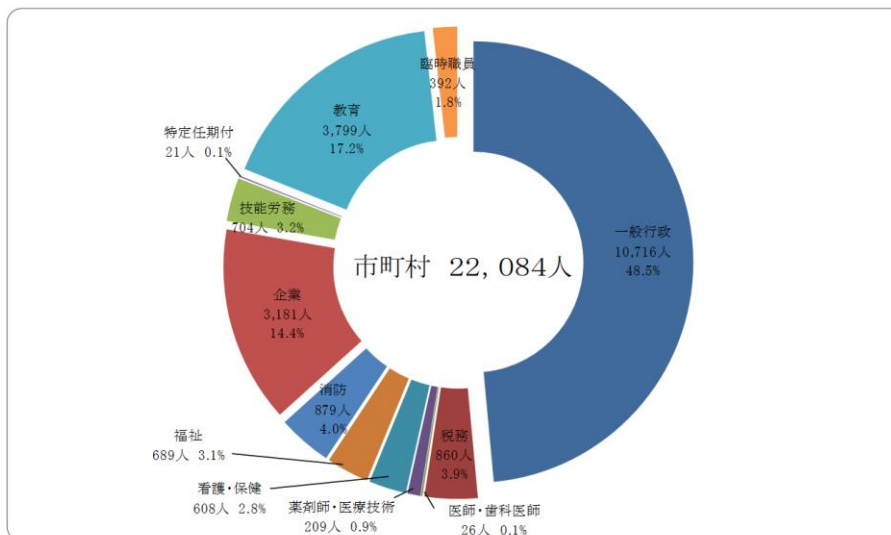
特別行政部門（教育・消防）の職員数は、前年と比べて 363 人の増加となっており、教育が 368 人増加した一方、消防が 5 人の減少となっている。

なお、一般行政部門と特別行政部門を合わせた普通会計部門の職員数は、前年と比べて 368 人の増加となっている。

また、公営企業等会計部門の職員数は、前年と比べて 6 人の減少となっており、内訳としては、病院が 19 人、水道が 1 人増加した一方、その他が 22 人、下水道が 2 人、交通が 2 人減少している。

### （３）職種別職員数〔別表２関係〕

総職員数を職種別にみると、一般行政職が 10,716 人で 48.5%を占め、次いで教育職が 3,799 人（17.2%）、以下、企業職が 3,181 人で 14.4%、消防職が 879 人（4.0%）、税務職が 860 人（3.9%）、技能労務職が 704 人（3.2%）、福祉職が 689 人（3.1%）、看護・保健職が 608 人（2.8%）、臨時職員が 392 人（1.8%）薬剤師・医療技術職が 209 人（0.9%）、医師・歯科医師職が 26 人（0.1%）、特定任期付職員が 21 人（0.1%）となっている。



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。



## 2 給 与

令和3年地方公務員給与実態調査の結果に基づく令和3年（2021年）4月1日現在の県内市町村職員の給与の状況は次のとおりであった。〔別表3、4〕

### （1）平均給料月額

市町村の総職員の一人当たり平均（支給人数による加重平均。以下同じ。）給料月額は、市が325,100円（対前年比0.7%減）、町村が290,600円（同0.1%減）、市町村全体では318,700円（同0.6%減）となっている。

このうち、一般行政職については、市は平均年齢42.3歳で平均給料月額317,500円、町村は平均年齢40.7歳で平均給料月額292,700円、市町村全体では平均年齢41.8歳で平均給料月額310,600円となっている。

### （2）扶養手当

扶養手当の受給者は、市が7,874人（市職員の43.7%）、町村が1,902人（町村職員の46.6%）、市町村合計では9,776人（総職員の44.3%）となっている。

また、一人当たりの平均受給額は、市が月額21,500円、町村が月額21,800円、市町村合計では21,500円となっている。

### （3）住居手当

住居手当の受給者は、市が4,641人（市職員の25.8%）、町村が975人（町村職員の23.9%）、市町村合計では5,616人で（総職員の25.4%）となっている。

また、一人当たりの平均受給額は、市が月額25,000円、町村が月額22,700円、市町村合計では24,600円となっている。

### （4）通勤手当

通勤手当の受給者は、市が14,946人（市職員の83.0%）、町村が2,936人（町村職員の71.9%）、市町村合計では17,882人（総職員の81.0%）となっている。

また、一人当たりの平均受給額は、市が月額6,500円、町村が月額6,100円、市町村合計では6,500円となっている。

### （5）特殊勤務手当

特殊勤務手当の受給者は、市が5,156人（市職員の28.6%）、町村が230人（町村職員の5.6%）、市町村合計では5,386人（総職員の24.4%）となっている。

また、一人当たりの平均受給額は、市が月額24,200円、町村が月額21,800円、市町村合計では24,100円となっている。

### （6）ラスパイレス指数

一般行政職の地方公務員と国家公務員の給料水準を、国家公務員を100として比較したラスパイレス指数は、市（指定都市を除く）の平均が97.0（対前年比±0）、町村の平均が94.6（同0.2ポイント増）、市町村全体（指定都市を含む）では97.2（同±0）となっている。